

## 多賀区備品使用申請規約

令和5年6月1日改定

大字多賀区が所有する備品については、区費をお支払いいただいている区民の皆様には軽トラックを除き全て無料で貸し出しをしています。

下記注意事項をお守りいただき、ご返却下さい。

### 【貸出の大原則】

利用時において、「ぞんざい」に扱わず「丁寧」に扱ってください。返却時において、次に使用するものが気持ちよく使用できるように、汚れ等清掃して返却してください。作業中の接触等でキズが生じた場合や故障した場合正直に申告すること。

別紙使用申請書に記入する事により、全ての責任を負うことを了承したものと判断します。

### 【貸出の注意事項】

1. 多賀区所属団体・小字および区民に対し、貸し出します。
2. その場合、申込者は所定の使用申請書に必要事項を記入し事前に多賀区に申し込むこと。申し込みが重なった場合は先約順とします。
3. 危険を伴う、刈払い機やチェーンソー等の使用については周囲の安全を確認し事故の無いよう最大の対策を講じること。事故や怪我、物損事故及び機械の破損等については、申請者にて全責任を負うこと。燃料等は定められた量以外は申請者負担です。
4. この貸し出しにおける保険は未加入であり、多賀区は一切の責任を負いません。

## 多賀区備品使用申請書

多賀区備品使用申請規約を遵守することを確約し、下記により申請します。

令和 年 月 日

団体名又は個人名 \_\_\_\_\_

責任者 \_\_\_\_\_

貸し出し品	
使用目的	
使用年月日	年 月 日
貸出時間と返却時間	: ~ :
備考	